

財団法人北区まちづくり公社施設及び附帯設備等の使用基準

平成18年2月20日理事長決裁

(目的)

第1条 この基準は、まちづくり活動団体の活動を支援するため、財団法人北区まちづくり公社まちづくり推進ネットワークの設置に関する要綱（平成18年2月20日要綱第8号。以下「要綱」という。）第7条第3項の規定に基づく、財団法人北区まちづくり公社（以下「公社」という。）の施設及び附帯設備等（以下「施設等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の対象)

第2条 要綱第4条の規定により登録が行われた団体（以下「登録団体」という。）は、別表に掲げる施設等を使用することができる。

(使用の手続き)

第3条 別表に掲げる施設等を利用しようとするときは、使用日の前日までに書面又は電話により、利用の目的、日時及び参加者数を申し出て、理事長の許可を受けなければならない。

2 前項の申込みを取り消すときは、速やかに公社に連絡しなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用料は、無料とする。

(使用日及び時間)

第5条 施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、公社の休業日は使用することができない。

(附帯設備等の施設外使用許可)

第6条 理事長は、前条の規定にかかわらず、登録団体のまちづくり活動に必要と認められた場合には、附帯設備等の公社施設外での使用を許可することができる。

(管理)

第7条 理事長は、施設等の使用について、貸出簿（別記第1～3号様式）を作成しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 使用者が次の各号に該当するときは、理事長は使用者に対して、その使用を制限又は停止することができる。

- (1) 使用目的以外に使用したとき及びこの基準に違反したとき。
- (2) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 公社の施設内の設備を破壊又は毀損するおそれのあるとき。
- (4) 登録団体としての登録を抹消されたとき。
- (5) その他理事長が公社の業務に支障が生ずると認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設等の利用が終了したときは、使用した施設等を現状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、施設等を毀損又は滅失させたときは、理事長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、施設等の使用に必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 財団法人北区まちづくり公社ミーティングルーム等利用基準(平成17年4月1日事務局長決裁)及び財団法人北区まちづくり公社図書貸出し基準(平成17年9月1日事務局長決裁)は、廃止する。

別 表

		特 記 事 項
ミーティング・ルーム		和室（定員30名）
	座卓	10本
	座布団	30枚
	茶器	一式
	ホワイトボード	
情報コーナー		オープンスペース（定員8名）
	デスクトップパソコン	
	レーザープリンタ	Canon LBP-840
	ホワイトボード	感熱式プリント機能付き
	TV	21型（北ケーブル視聴可能）
	ビデオデッキ	VHS
その他		
	リソグラフ	用紙類等の消耗品は使用者が用意する。
	ラミネーター	
	デジタルビデオカメラ	三脚
	デジタルカメラ	
	プロジェクター	ノート型パソコンはなし。
	ロールスクリーン	
	PA装置・マイク	4ch/2スピーカー
	ボイスレコーダー	
	ハンドスピーカー	まち歩き等イベント用具
	画板	
	スタッフカード	
	腕章	
まちづくり関連図書	情報コーナーに図書台帳有	

第3号様式（第7条関係）

図書貸出票

使用者記入欄				管理者記入欄		
住所 又は 所属団体	氏名 及び 連絡先	冊数	図書名	貸出日	返却日	担当者

※貸出期間（最長1か月まで）

※貸出冊数（最大5冊まで）